

関東大震災と摂政裕仁親王

堀 口 修

はじめに

大正一二（一九二三）年九月一日、正午少し前、関東地方南部を中心に大きな地震が襲った。現在、関東大震災¹⁾と称されるこの震災は、地震による被害もさることながら、地震直後から発生した火災により東京、横浜方面に想像を越える被害をもたらし、その悲惨さは現在でも深い悲しみとともに語り継がれている。また、震災に関する新たな情報や史（資）料が発掘・発表され、決して忘れることのできないこととして記憶され続けている。さらには朝鮮人虐殺という暗然たる思いに駆られる事実もある。

筆者は、すでに関東大震災の時、皇室と宮内省がどのような対応をしたのか²⁾、また、貞明皇后が積極的に救護・救療活動を行い、非常時における皇室の役割を国民に示したこと³⁾、さらには皇后の強い意向をうけて活動がはじまった宮内省巡回救療班⁴⁾についての論稿を発表している。そこで本稿では、それらの研究をうけて関東大震災の時、摂政がどのように対応し、それへの施策がどのようになされたのかを明らかにしたい。

周知の事実であるが、震災が起きた当時、大正天皇は、その重い政務から御健康を崩されるという状態が生じていた。こうしたこともあり、この年の夏、天皇は貞明皇后とともに葉山御用邸ではなく日光田母沢御用邸に滞在されていた。九月一日、天皇及び皇后は、そこで震災に遭われ、御用邸も被害をうけ東京との連絡さえも取れないという事態に陥った。よって天皇及び皇后は、即座に対応することは難しい状況下にあった。

他方、皇太子裕仁親王は、この時摂政という立場にあり、東京の皇居で政務を執っていた。まさにその時に摂政は、震災に遭われたのである。震災後、天皇及び皇后が縦横に動けない中、摂政は、諸々の困難を乗り越えて救護・救療活動のための手を打たれた⁵⁾。そこで、本稿ではまず摂政を中心として、当時の賑恤、救護・救療活動がどのようなものであったか、つぎに昭和初年、復興の姿を眼前にした時、昭和天皇が何を想念されたいのか、を検討してみたい。しかし、本

稿の目的を遂げるには関係史（資）料が充分ではない。このため本稿での検討は、今後の研究の基礎とすることに重きをおいていることを理解していただきたい⁶⁾。

なお、本稿で用いた基本史料は、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館に所蔵されている東京職「震災録」一～三⁷⁾、大臣官房総務課「大正十二年 震災録」一～四⁸⁾、同「諸事録 震災録⁹⁾」、宮内庁書陵部所蔵「宮内省臨時災害事務紀要 全¹⁰⁾」、『官報』、『宮内省省報』である。また、摂政（昭和天皇）の東京市や横浜市の視察が国民にどのように受け止められたかという点については各種新聞の記事から読みとるようにした。なお、史料典拠の掲記は、煩瑣を極めるため必要最小限にとどめ一々行わなかったことをお断りしておく。

一 震災時の政治状況 — 山本権兵衛内閣の誕生 —

九月一日、摂政は、皇居において政務を執っていた。摂政は、激震に襲われた時、正殿横の中庭に暫らく避難した。直ちに内大臣平田東助をはじめ側近者たちが相次いで伺候する。その後、吹上御苑内に移り、内務大臣水野錬太郎などから被災状況について言上をうける。そして、午後三時三〇分、摂政は、赤坂離宮に戻られた後、避難所とされた広芝御茶屋に移られる。

ところで、この時の政局は、内閣総理大臣加藤友三郎が八月二四日に急逝し、外務大臣内田康哉が内閣総理大臣を兼任していた。こうした状況下、後継首班の大命をうけた山本権兵衛が組閣の準備にあっていたのであるが、まさにその時に震災が発生したのである。

翌二日も水野内相などからの被災状況についての言上をうけ、さらに臨時内閣総理大臣内田康哉に謁を賜い、閣議で非常徴発令・臨時震災救護事務局官制および戒厳令の公布が決定した旨の言上をうけ、直ちに裁可されたことによりそれらは即日公布された。戒厳令は東京市・荏原郡・豊多摩郡・北豊島郡・南足立郡・南豊島郡に適用され、戒厳司令官の職務は東京衛戍司令官が行うことになった¹¹⁾。

さらに、山本権兵衛に詔を賜い組閣について奉答をうける。この時山本は、閣員全員が揃うのを待たずに任命していただきたき旨を言上したので、直ちに裁可する。夜、広芝御茶屋内の御座所において親任式が行われ、山本権兵衛が内閣総理大臣兼外務大臣、後藤新平が内務大臣、井上準之助が大蔵大臣、田中義一が陸軍大臣、田健治郎が農商務大臣兼司法大臣、犬養毅が逓信大臣兼文部大臣、山之内一次が鉄道大臣に任じられた。なお、海軍大臣財部彪は留任を命じられる。このように山本内閣は、非常災害時に発足したのである。

その後、日光田母沢御用邸へ伺候していた宮内大臣牧野伸顕が帰京したので、摂政は宮相から天皇及び皇后の思召、震災対策についての言上をうける。これより摂政は、内閣並びに宮内省、さらには関係各機関と密接な連携をとりながら救護・救療活動を本格化させる。

そして、内閣は直ちに被害状況を総合的に把握し、対策を打ち立てるべく「臨時震災救護事務局」を設置した¹²⁾。同事務局は、内閣総理大臣を総裁として、内務大臣を副総裁、関係各省次官、社会局長官、警視総監、東京府知事、東京市長を参与に（九月一七日、神奈川県知事、横浜市長が加わる）、関係各省府県高等官等を委員事務官に宛てて組織された¹³⁾。同事務局は、総務部・食糧部・収容設備部・諸材料部・交通部・飲料水部・衛生医療部・警備部・情報部・義捐金部・会計経理部の一部からなり、大災害に対する応急手段を講じ臨機の施設をなした¹⁴⁾。

既述したように震災時、天皇及び皇后は、日光田母沢御用邸に避暑中のため甚大な被害には遭われなかったが、それでも御用邸は大きく揺れ、また余震に襲われた。さらに通信網が被害をうけたため、宮内省などとの連絡が一時取れないなど、非常事態に陥った。また、皇族はほとんどが無事であったが、小田原の閑院宮御別邸に載仁親王並びに同妃智恵子、妹君の華子女王と共に滞在中の寛子女王が御別邸の大破により、藤沢の東久邇宮御別邸に御母君の東久邇宮稔彦王妃聰子内親王、盛厚王と共に滞在中の師正王が御別邸の倒潰により、鎌倉の賀陽宮御別邸に御母君の賀陽宮大妃好子と滞在中の山階宮武彦王妃佐紀子女王が御用邸の倒潰により逝去された。

こうした状況下、天皇及び皇后は、被害状況を踏まえて救恤のため内帑金や奨励金の下賜、侍従武官の差遣などやつぎばやに救護・救療の手を打つ。一方、摂政も東京において直接被災されたのであるが、直ちに救護・救療のための手を打つ。三日、摂政は山本首相から被害の惨状を聴かれ、天皇より内帑金一、〇〇〇万円を下賜

になる旨を伝え、また、次の御沙汰を賜う。

今回稀有ノ大地震東京及近県ヲ襲ヒ之ニ加フルニ大火ヲ以テシテ其ノ惨害甚タ大ナルハ実ニ国家生民ノ不幸ナリ予ハ其ノ実況ヲ見聞シテ日夜憂戚シ殊ニ罹災者ノ境遇ニ対シテハ心深く之ヲ傷ム茲ニ内帑ヲ頒チテ其ノ苦痛ノ情ヲ慰メント欲ス官民其レ協力シテ適宜応急ノ処置ヲ為シ以テ遺憾ナキヲ期セヨ¹⁵⁾

またこの日、天皇及び皇后の思召により震災地の状況視察ならびに罹災者慰問を目的に、侍従河鱈実英は日比谷・芝・日本橋・京橋方面へ、侍従岡本愛祐は神田・本郷・上野方面へ差遣される。さらに以後、東京下町方面・横浜方面・神奈川県下の震災各地へ勅使・御使がやつぎばやに差遣された。

二 東京市及び横浜市・横須賀市の被害状況の視察

天皇は、健康状態などから被害状況の視察は不可能であったが、摂政の視察は積極的になされた。以下、そのことについて述べてみたい。

摂政は、九月三日・四日に東宮侍従を東京府に派遣し、ついで同月一五日、まだまだ安定した状況であるとはいえ東京市の被害状況を自ら視察するという行動に出た¹⁶⁾。この日、摂政は、侍従武官長奈良武次、関東戒厳司令官福田雅太郎、宮内次官関屋貞三郎、東宮大夫珍田捨巳など僅かな供奉員を随えて、市ヶ谷見附・三番町・九段坂上・小石川・神田・日本橋・三崎町・水道橋・春日町・上野公園をめぐる被害状況を実見した。上野公園では近衛師団長森岡守成、東京府知事宇佐美勝夫、東京市長永田秀次郎、警視総監湯浅倉平等から被害状況を聴取する。と同時に、永田市長に対して被害状況などについて種々下問する。引き続き御成街道・万世橋・日本橋通り・永楽町大手門を経て桜田門外の関東戒厳司令部に入り、部員一同の執務状況を視察された後、麴町から赤坂離宮に戻られた¹⁷⁾。

摂政の視察は、事前に知らされていなかったもので避難者を驚かせたようで、『読売新聞』は「東宮の御微行に 上野の避難民涙に咽ぶ¹⁸⁾」と題する記事でつぎのように報道している。

十五日早朝摂政殿下の御微行をお迎えした上野公園では全く何等の前触れがなかったので木立の間に俄

作りの小屋掛をした避難民はそんな事とはつゆ知らず着の身着のまゝの姿で寝顔を撫でながらヤツト起出した処だつたのだソレと聞くや直に沿道に列んで殿下をお迎へした数多い中には全く殿下の御微行をさへ知らぬ者もたく山あつた程で此の辺にまで及んだ殿下の御心遣ひは全く恐れ多い事である殿下は約三十分余り南洲銅像前広場に立たせられ展望されて一々御下問遊ばされるなど御姿を遠くから拝する避難民の両眼には有難なみだがにじんであつた殿下は途上五重の塔の床下や木の間にかけた荒小屋の中に避難する市民の有様を御視察遊ばされ山を下りになつたが避難民は後から夫れと知つて何れも御姿を遠く御見送り申し上げた

さて、この視察は摂政に大きな衝撃を与え、翌九月一六日、摂政は、赤坂離宮において宮内大臣牧野伸顕に「今回稀有ノ震災大火ニ付 親シク帝都並ニ近県ノ災害実況ヲ見聞シ、傷心益々深シ、就テハ今秋挙行スヘカリシ予ノ結婚式ハ此ノ際之ヲ行フニ忍ヒス、宜シク延期スヘシ¹⁹⁾」との御詞を賜った。よって内相は直ちに日光へ赴き、思召を奉伺した結果、御結婚式の延期が決定された。

ついで、第一回目から日が経っていない同月一八日、摂政は、東宮大夫珍田捨巳、侍従次長入江為守、侍従武官長奈良武次、宮内次官関屋貞三郎、関東戒嚴司令官福田雅太郎、内務大臣後藤新平、警視總監湯浅倉平等を随えて第二回目の視察を行う²⁰⁾。摂政は、自動車により麴町・神田・万世橋・下谷を経て上野駅に至る。途中、各地域の災害状況を巡覧する²¹⁾。上野駅からは乗馬にて御徒町通・和泉橋・神田佐久間町を視察した後、浅草七軒町通り・厩橋に至る。厩橋では近衛第一旅団長宮地久壽馬から種々言上がある。

ついで四万にも及ぶ人命を失った横網町の被服廠跡で哀悼の意を表される。この時の様子について『東京朝日新聞』は、「被服廠の惨列者を弔ひ給ふ摂政宮殿下 変り果てた帝都の有様に馬上に御黙然と二度の御巡察²²⁾」と題する記事の中で「三万数千の生霊が悲惨な最期を遂げた被服廠跡を馬上から弔はせられ、御憂はしげな面持ち遊ばされ」と、摂政の沈痛極まる内心を伝えようとしている。

その後、両国橋駅前に至り、同所にて陸軍大臣田中義一、近衛師団長森岡守成、警視總監湯浅倉平、東京府知事宇佐美勝夫、東京市長永田秀次郎から被害や救護の状況についての言上をうける。その後、亀沢町・森下町通り・永代橋・日本橋・銀座を巡視し、芝口・

赤坂溜池付近を経て還啓する。

翌一〇月一〇日、摂政は、宮内次官関屋貞三郎・東宮大夫珍田捨巳・侍従武官長奈良武次、陸軍大臣田中義一・海軍大臣財部彪・関東戒嚴司令官山梨半造・警保局長後藤文夫・神奈川県知事安河内麻吉・第一師団長石光真臣等を随えて横浜市及び横須賀市の被害状況を視察した²³⁾。この横浜市及び横須賀市への視察の意味については後述する如くその地域が持つところの重要性からのものであることは容易に推察することができる。すなわち横浜市は、帝都を支える重要な経済・貿易活動の拠点であり、横須賀市は帝都防衛の上で重要な役割を担う海軍基地を備えているという軍事上の拠点であった。

横浜駅到着後、自動車にて正金倶楽部に設けられた横浜警備隊司令部に向かい、同部において横浜警備隊司令官陸軍少将齋藤恒から状況を聴取され、引き続き横浜正金銀行社宅跡で神奈川県知事安河内麻吉の言上をうけながら横浜市内罹災地を展望する。ついで県庁において執務状況御覧後、市役所前から地方裁判所跡を経て、横浜税関岸壁に至り、横浜税関長神鞭常孝の言上をうける。ついで居留地巡覧後、軍艦夕張に乗艦して横須賀に向かう。横須賀軍港入港後、水ヶ浦に上陸し、横須賀鎮守府司令官海軍大将野間口兼雄の案内により軍需部ならびに港町の崖崩を御覧になる。その後、同鎮守府で野間口司令官の言上をうける。その後、東京湾要塞司令部に向かい、東京湾要塞司令官陸軍中将藤原佳哉の言上をうける。それより戸塚埋地・機関学校跡地・仮病院を巡視後、軍艦夕張に戻り艦内で横浜市長渡辺勝三郎から横浜市の被害状況につき言上をうける。その後、横浜港から上陸し横浜復興会に行啓して国内外の関係者への謁を賜い、また御言葉賜う。その後、東京へ還啓する。

また一〇月一三日には麻布区盛岡町高松宮所有地内で、米国政府より日本赤十字社へ寄贈された米比病院の寄贈式に行啓する²⁴⁾。この時、病院施設を視察するとともに、内閣総理大臣山本権兵衛、内務大臣後藤新平、外務大臣伊集院彦吉、陸軍大臣田中義一、米国側要人などから実情を聴取した²⁵⁾。なお、同病院は本日より、日本赤十字社麻布臨時病院として運営を開始し、一二月一〇日をもって閉鎖となる。

なお震災直後に東京市内の被害状況を視察された摂政は、以後、毎年、九月一日は静謐な日を送ることとし、関東大震災の被害者に哀悼の意を表されるのを常とした。これは即位した後も変わらずに一貫した姿勢であった。

三 賑恤と救護・救療

ここでは賑恤、救護・救療について触れてみたい²⁶⁾。既述したように、天皇から賑恤の思召により内帑金一、〇〇〇万円が、九月三日、赤坂離宮において摂政を通じて内総理大臣山本権兵衛へ下賜されるとの御沙汰があった。そして同月二〇日、閣議において御下賜金が東京府・神奈川県・千葉県・静岡県・埼玉県・山梨県・茨城県の一府六県の罹災者へ分配されることが決定された²⁷⁾。その配分額は、東京府七、一〇八、八八九円、神奈川県二、五一九、四一四円、千葉県二〇〇、七八二円、静岡県八六、四三五円、埼玉県六五、五一九円、山梨県一五、八二二円、茨城県三、一三九円であった。

また、従来、優良な社会事業、盲啞教育事業、司法保護事業の諸団体に、毎年恒例として紀元節に合わせて奨励金が下賜されていたが、震災の被害のためこうした事業が頓挫することを憂慮され、特に思召により諸団体へ応急の資金として、九月一六日及び一〇月四日の二回にわたり、左記の五四団体に三九、二〇〇円(但し、以上の配分額合計は、三四、三〇〇円)が下賜された。

対象となった団体は、社会事業関係として社会事業協会、東京府社会事業協会、救世軍社会事業部、浄土宗労働共済会、聖路加病院、キリスト教婦人矯風会など四二団体、盲啞教育事業関係として盲人技術学校、横浜盲人学校など六団体、司法保護事業関係として修道保護会など七団体であった。なお、賑恤の配分標準は、死亡者・行方不明者＝一人当一六円、負傷者＝一人当四円、住宅の全焼・全流出一世帯当一二円、住宅の全潰＝一世帯当八円、住宅の半焼・半潰・半流出＝一世帯当四円であった。

さらに、神奈川県葉山村、逗子町、西浦村に対しては、毎年御避暑御避暑のめ滞在する関係もあり、思召により大正一二年十一月一〇日、小学校々舎復旧費として葉山へ一、五〇〇円、逗子町へ二、五〇〇円、西浦町へ一、〇〇〇円が送られた。

つぎに救護・救療であるが、皇室・宮内省では内閣が設置した「臨時震災救護事務局」をはじめとする諸行政機関と密接な連絡を執りながら対応した。宮内省では震災発生直後から被害状況を調査し、二日後の九月三日、訓令第一〇号を発して「臨時災害事務委員会」を設けると共に、各係を置いてそこに職員を配置して対応することになった²⁸⁾。

そして同日附で臨時災害事務委員会委員長＝宮内次官関屋貞三郎、臨時災害事務委員会顧問＝東宮大夫伯

爵珍田捨己、式部長官侯爵井上勝之進、帝室会計審査局長官倉富勇三郎、帝室林野管理局長官本田幸介、臨時災害事務委員会委員＝宗秩寮総裁徳川頼倫以下六七名が任命された。以後、短い期間ではあったが、この宮内省の災害対策本部とでもいうべき「臨時災害事務委員会」が皇室の対応、宮内省の施策に与っていくことになる。

当初、庁舎の被害状況については詳細を究めることはできなかったが、本館については煉瓦の破損があり、粉塵また剥落して危険な状態であった部分が少なからずあった。しかもいつ何時再震が襲うか予断を許さず、かつ委員会事務の性質、また相互の協議を速やかにし臨機即応の対応をする必要から仮に本省玄関前に数張のテントを急設し、その中で昼夜を別たず執務する。しかしこの方法もながく続けることはできないと判断して九月六日、災害委員会の本部を宮中南溜に移転する²⁹⁾。

つぎに救護・救療のための具体的な施策を収容と救護の面からみてみたい³⁰⁾。宮内省所管の地域内には多数の罹災者が押し寄せてきた。各施設における収容状況は、以下のようなものであった。なお、右の収容中の①と②の施設内の多くは東京府・市の救護に託し、その他の施設では関係部署の職員が救護にあたり食事の炊出・供給、菓子袋などの物品の配布にあたった。また府・市の施設との応接にも従事した。

○収容

①宮城前広場には九月一日夕刻頃より広場松樹中に逃れてきた罹災者であふれはじめ、夜に入ると広場は人と荷物で充満し、その数、一〇万以上に達したといわれている。しかし、三日以降減少傾向となり二〇日頃には三～四、〇〇〇人となった。東京市は、これらの罹災者に対して近衛師団司令部から配給をうけた数千の天幕を張り、その救護は日本赤十字社という対応をとった。

②上野公園は、罹災者の収容という面で最大規模となり、一日には三～四〇万に及んだといわれている。このため収容が困難となり、このため罹災者は他所や故郷へ移っていった。それも九月下旬にはわずかに博物館内及び池ノ端のバラックに収容する程度となった。

③本省主馬寮構内には神田方面からの罹災者が一ツ橋周辺に避難していたが、一日の夜に入ると猛火が商科大学を襲った。そこで宮内省は、平河門を開けて多数の罹災者を主馬寮構内に収容して炊き出しを行った。また、救療所を設けて傷病者の治療を行った。その後、漸次罹災者が退去しはじめ、一〇日頃には約二、〇〇〇人に減じた。

④目白の学習院では裏門を開放して付近の罹災者を収容し一時二～三〇〇人となったが、地震の危険性が薄まると、順次罹災者が帰宅したため五、六日頃にはいなくなった。

⑤四谷の学習院初等科では講堂・雨天遊戯場・教室に約二、〇〇〇人の罹災者を収容した。一〇日頃には二〇〇人位に減少した。⑥女子学習院では震災当初罹災者はほとんどいなかったが、青山・代々木方面から難を避ける者が多く出てきた。そこで青山警察署と協議して、三日から一五〇人を収容した。その後、数が増え一時、二七〇人となった。

⑦博物館及び動物園では下谷・浅草・本所・深川方面の罹災者が一時上野公園に避難したため、博物館内はほとんど充満し、一時は約一万数千人にも及んだ。しかし、四日頃から漸次退去し、一二日には一、二六〇人となる。動物園では一時、一、〇〇〇余人の罹災者がいたが、漸次減少して本館と共に九月末で上野公園内のバラックに収容した。

⑧新宿御苑では九月一日の罹災者数は約三、五〇〇人であったが、翌二日には一三、〇〇〇人に増えた。しかし三日以降、漸次減少した。

⑨浜離宮では約三万人を超える罹災者が押し寄せたが、一五日以降、漸次減少し、二一日には全員退去した。

⑩各宮家邸内でも罹災者を収容し各宮職員が対応するところがあった。

○救護

①宮内職員の罹災家族で宮城内、赤坂離宮、主馬寮外厩に避難した者に対して徹宵炊き出しを行う。このため翌二日には貯蔵米が欠乏してきたので、各方面において糧食の買い入れを行い、さらに近衛師団に交渉して軍用炊出の貸与をうけ、炊爨用の上水は吹上御苑内の濾過地及び構内数カ所の井戸水から確保した。東宮職（赤坂離宮）、学習院、女子学習院、帝室博物館、新宿御苑等でも詰合職員及び罹災者のために、翌一三年二月以降、糧食の給与がはじまり玄米五九俵・白米一七八俵の糧食が配られた。

②宮内省所管の御料地のうち、比較的面積の広いものは一部を除いてそのほとんどを罹災所にあてて開放した。東京市、各区、赤十字社その他の急用に応じて、芝離宮（内、約二、〇〇〇坪）、新宿御苑（内、約二、〇〇〇坪）、上野公園一円、高輪東宮御所（内、約一万坪）、猿江御料地（内、約二万坪）、白金御料地（内、六、五〇〇坪）、高田御料地（内、約五、〇〇〇坪）、永田町元学習院跡³¹⁾（内、約一、五〇〇坪）、三年町御料地（内、約六、〇〇〇坪）、麻布高松宮御用地（内、

約一万坪）が仮小屋建設その他の特別使用のために提供された（括弧内、開放坪数）。なお、開放の具体的な姿を知るには「御料地貸付調書³²⁾」が参考になるので、上記に掲げる。また震災救護事務局・文部省と協議の上、学習院寄宿舍（約八〇〇人収容）、女子学習院校舎、学習院初等科（約七〇〇人収容）などの校舎・寄宿舍等の建物も開放された。

③罹災者救済のため公共団体が施設する建築物の応急小屋掛・復旧用材として、天城御料地（杉＝六万石）・三方御料地（松＝七万石）・富士御料地（樅・梅＝六万石）、下総御料地（松・杉＝三万石）、甲斐国白須御料地（松＝二万石）、三河国勘八御料地（松＝六万石）から立木約三〇万石が伐採され、罹災各府県に下賜された。

④埼玉県、千葉県、神奈川県、赤十字社、済生会、東京帝国大学附属病院、慶應義塾大学附属病院、東京市、警視庁、満鉄病院、福田会へ合わせて七、〇〇五枚の木綿綿入が下賜された。

⑤御料牛乳下賜は、皇后の思召が強くあったことによる。九月二五日、下総御料牧場から乳牛一〇頭を渋谷御料牛乳所へ移した。二五日から翌一〇月二日までの搾乳量は五石三升五合で、主馬寮の手を経て四谷学習院初等科・目白学習院・主馬寮及び同寮赤坂分厩等に収容された罹災者へ賜られた。また東京市の衛生技師との打ち合わせの結果、一〇月三日から牛乳所で午前午後各一回、市の吏員に牛乳が引き渡されことになった。さらに、一〇月二二日以降、市社会局が継続配給にあたった。一二月二七日まで一日約七斗宛を引き渡され、総量約六〇石に及んだという。

⑥宮内省では震災後、「宮内省巡回救療班」を組織して施療にあたった。このことについてはすでに発表している³³⁾、ここではその概要を述べてみたい。実は、皇后には特に産科・婦人科・小児科の患者の療養に心を痛められていた。宮内省は、その皇后のお気持ちを伝えるべく、チラシをつくり配布・掲示して救療班の活動の周知をはかった。

九月一三日、宮内省巡回救療班が設けられ、以後、東京、横浜で救療が行われ、小児科・産科・婦人科で編成された。東京における各班の受持区域は、一〇月以降、自動車が充実したため第一班＝下谷・浅草、第二班＝京橋・麴町、第三班＝深川、第五班＝麻布・赤坂・牛込・小石川・四谷、第六班＝芝・深川・砂村方面、第七班＝本所・亀戸方面、第八班＝芝公園を受持区域とした。横浜での救療は、九月二〇日、第四班を改造して同地に派遣し、救療所兼宿泊所として神奈川県高

等女学校の校舎の一部を使用して救療を開始した。その後、横浜の救療活動を拡大するため医員・看護婦を増加して第九班を編成して一〇月一八日に派遣し、救療所兼宿泊所は本牧北方池田勝次郎邸とした。なお、医業・衛生材料の供給は、はじめ内務省衛生局に依頼し、警視庁にも指示を仰ぎ、内務省衛生試験所・京都帝国大学総長・静岡県知事・栃木県知事等からも供給をうけた。

活動の姿であるが、各班員は巡回診療のため午前八時から同九時の間に集合地点を発出して救療をはじめた。バラックが集中地域では焼け跡の各戸を訪問し、または自動車を駐めて診療した。午後四時から同六時の間に回診を止めた。また、東京市の斡旋により市又は他の団体が作るバラックの一室を屯所として提供されたのであるが、新宿御苑内など一三ヶ所にも上った。その後、気候が寒冷へ向かい始めたため屋外での自動車回診では不適切との判断から、屯所がない地域では救護所設置、家屋借用、小バラック建設などにより診療した。そして種痘を行い、また宿直医員等を置いて不時の診療にあたった。なお診療所は、浅草宮内省巡回救療班橋場町有馬伯爵邸内・深川区数矢町・深川区元加賀町・本所区柳島町・京橋区日比谷町の五箇所設けた。

宮内省巡回救療班が九月一四日に救療を開始してから一二月末日までの間に行った救療総数は一四一、〇四六人で、内訳は小児科＝三一、八五七人、産科＝一、七八〇人、婦人科＝一、八九七人、内科＝四六、一〇六人、外科その他五九、四〇六人であった。また、翌一三年一月一二日からは東京市内で天然痘の流行の兆しが生じたため救療所及び屯所で無料の種痘を開始した。

右にみたように震災時、皇室と宮内省は持てる力をすべて出して対応していることが理解できたと思う。それは、皇室と宮内省が震災という非常事態に際しその存在価値を問われているとの強い危機意識を根底に持っていたことの表れではなかったか、と考える。

四 復興へのまなざし

六

関東大震災がどれほど摂政のところに強烈に迫った事態であったかは、既述したように震災後、毎年九月一日は、その犠牲者へ思いを馳せ、災害を忘れないために静謐な生活をおくられたということによく表わされている。これは、それこそ天皇に即位された後も行われており、並大抵な意志では行えないことである。それだけ摂政にとって強烈な経験であったといえよ

う。また、その摂政のころのあらわれをもう一つのことから垣間見ることができる。摂政は、平日頃から復興の進捗状況に強い関心を寄せていたのである。その思いを即位後の昭和四年四月の横浜市視察、翌五年三月の東京市視察と帝都復興完成式典への臨御という面からみてみたい。

昭和四年四月二三日、昭和天皇は、宮内大臣一木喜徳郎、侍従長鈴木貫太郎等を随え、東京駅から汽車で横浜市へ向かい、同九時五〇分に横浜駅に着く。駅構内広場などで奉迎をうけられた後、まず神奈川県立高等女学校に向かい、校内巡覧後、男子中等学校生徒の合同体操、女子中等学校生徒のマスゲーム、青年訓練所生徒の体操を御覧になる。

ついで生糸検査所で所長芳賀権四郎の事務奏上をうける。終わって検査室・陳列室を巡覧し、種々下問するところがあり、農林大臣山本悌二郎が奉答した。その後、神奈川県庁において各種拜謁の後、神奈川県知事池田宏および横浜市長有吉忠一の奏上がある。御昼食後、陳列場で復興局長官堀切善次郎、池田知事等から所管事項に関する説明を聴取する。引き続き標本類および県下中等学校図画教員作品等を御覧の上、県庁屋上において四方を遠望しながら池田知事、横浜税関長井上徳太郎、復興局長官堀切善次郎から復興の状況について説明をうける。

その後商工奨励館に向かい、商工会議所会頭井坂孝から説明をうけた後、館内を巡覧し、さらに横浜市立小学校では校内巡覧後、校庭で市内の初等学校代表生徒の体操・遊戯を御覧になる。ついで奉迎式場に出られる。そこでは有吉市長が奉迎文を朗読する。その後、震災記念館に向かい、有吉市長の説明をうけながら陳列の各種震災記念品を御覧になる。その後、横浜駅を経て還幸する³⁴⁾。

そして、この行幸を当時の新聞は、新しい横浜の姿を紹介しつつ報道していることを『東京朝日新聞』、『東京日日新聞』、『読売新聞』の記事からみてみたい。

『東京朝日新聞³⁵⁾』は、「復興を寿ぐ大横浜市に 栄えあるけふの臨幸 六十万市民の熱誠を容れ給ひ 隈なく市内を御巡覧」との記事でつぎのように熱く報道する。

大震災以来正に五年有半、市民協力の効空しからず、今や復興完成し新興の意気みなぎるわが横浜市はかしこくも天皇陛下の行幸を迎へ奉る光栄に浴した。この日四月二十三日、陽光は麗らかに面目全く一新せる港頭に、街路に、きう陵に、運河に、輝き渡り、大横浜五十七万の市民は老いも若きも

空前の御盛事に感激し喜びの朝を迎へ御道筋の両側には早暁早くも各学校、青年団、在郷軍人その他諸団体がそれぞれ所定の位置に整列し、一般市民は晴衣の装ひも軽やかに御沿道につめかけ時の至るをお待ち申しあげた、(中略)九時五十分御召列車は新装なれる横浜駅中央ホームに御着、陛下には御英姿いとも厳そかにプラットホームに下り立たせ給うた

また、「畏くも六層の屋上に出御 完成の全市街を御展望 県立高女、生糸検査所行幸の後 県庁にて諸員に賜謁」、「天にも響けよと 熱誠あふるゝ万歳 奉迎式場より目抜の通りを 震災記念館臨幸」、「商工奨励館に 物産を天覧 ユニフォーム姿いさましく 光栄に輝く小国民」との題の下、視察の姿を伝えている。

『東京日日新聞³⁶⁾』では、「更正横浜の感激と祝福 五十余万市民の熱誠の反映 天を揺がす万歳の声」との小見出しの下、市民の歓迎振りを報道にしている。また、『読売新聞³⁷⁾』では、「仁徳帝高殿の古事を いまに仰ぐ御仁慈、双眼鏡をお手に全市を御展望 もれ承る畏き御感慨」との題の下、仁徳天皇の故事を引き合いに出して天皇の視察を強く印象付けている。

この視察から天皇は、復興が持つ意味を十分理解しており、形式的な視察ではなくその復興振りを自ら確認するとの強い意識の下に経済・貿易を担う都市横浜への視察を構想したものと考える。因みに『東京日日新聞』の記事によると、震災当時に比して貿易港を抱える横浜市は人口は約四六五、〇〇〇人で、人口が約一〇万人増加し、預金も一億増加し「堂々たる復興振りを示し浜っ子の意欲を見せている³⁸⁾」と言わしめている。

実は天皇は、日本経済の動向について常日頃から注意を払っていた。特に、前年即位式を終え、いよいよ天皇として本格的な政治に取り組む際、「国際港としての横浜」の復興は帝都復興という意味だけではなく、日本の新生面を打ち出す上で非常に重要な要素であるとの見識を持っていたと思われる。このことに関連してのことであるが、昭和十一年の二・二六事件の際、天皇は事件が日本の経済に及ぼす影響、さらには国際社会の反応を強く意識され関係機関へ対応方について誤ることなきよう指示を出している。天皇の経済(貿易)都市横浜への眼差しは並々ならぬものがあったといえよう。

また、東京の復興視察は、横浜市の視察から一年後の昭和五年三月下旬になされるのであるが、それより少し前の同月二〇日、帝都震災復興の御奉告のため皇

大神宮へ掌典次長子爵本多正復、神武天皇陵・明治天皇陵へ掌典伯爵庭田重行、大正天皇陵へ同男爵小松行一が勅使として差遣された³⁹⁾。また、同じ日には復興局長官中川望による東京市の復興状況に関する臨時講話をうけた。中川長官の講話は、復興が数多くの困難を乗り越えて官民の努力により完成を見るに至った経緯などを強調したものであった⁴⁰⁾。

そして三月二四日、帝都復興視察のため内務大臣安達謙蔵、復興局長官中川望、東京府知事牛塚虎太郎、東京市長堀切善次郎等を随え自動車により東京市を視察する⁴¹⁾。日比谷・桜田・愛宕・芝・京橋・日本橋・駿河台下・九段坂下などを視察後、田安門内の近衛師団歩兵第一連隊将校集会所に向かい、中川長官の説明をうけて復興状況を展望する。その後、水道橋を経由して東京府立工芸学校に向かい、同校で牛塚知事から府の復興事業に関する奏上をうけた後、府執行による復興事業資料・学校設備・生徒作業を御覧になる。

その後、上野公園石段下に着され、西郷隆盛銅像前の御展望台で堀切市長及び中川長官から説明をうけながら市内を展望する。その後、浅草を経由されて隅田公園に着される。ここで復興局建築部長から隅田川言問橋上流方面の説明をうける。また、同橋付近の公園から一二校代表のボート二艘を御覧後、同公園にて公爵徳川圀順から明治天皇御製碑についての説明をうける。

その後、震災記念堂に向かわれ、堀切市長から建物両翼の震災資料についての説明をうける。また、市立千代田尋常小学校で中川長官、堀切市長の書類奉呈および復興事業に関する奏上をうける。昼食後、屋上にて市内を展望する。ついで校内において国および市の執行にかかる復興事業資料を中川長官、堀切市長から説明をうける。さらに市立築地病院に向かわれ、堀切市長から復興衛生施設および社会事業施設に関する言上をうけた後、院内諸設備を御覧の上、屋上で周囲を展望する。

この東京市の視察について、『東京朝日新聞』は、「復興帝都御巡幸」の記事で、市民が天皇の下、復興を実現する喜びを熱く語る⁴²⁾。

帝都復興の大業今や成つて、今日しも八ちまたの大路の春光、かゝやかに龍車榮えつゝ、新装の街上、うちめぐらす紅白の幕に桜花のほひ連山の霞かとまごふところ、市民更生の歓喜、かしこに満ち、こゝに溢る。

聖上陛下には、朝風和やかに、宮城正門を出でさせられ、まづ御濠端を日比谷公園より芝区へ、更

に京橋、日本橋、神田、本郷、下谷、浅草、本所、深川各区にわたりて、御順路二十マイルにおよぶ沿道をつぶさに御巡幸あらせられるが、特に田安門内と上野公園との御展望所に立たせらるゝとき、更新の国都は勇躍の触手を捧げて、龍顔の下に、その全容を展開するのである。広大を加へた街区の整美、高壯を増した近代建築の色調、こゝを通御あらせられ、これを天覧あらせらるゝ聖慮のほどを拝察するは、まことに畏き極みであるが、今次の御巡幸こそは実に、わが「東京」にとつて、もつとも意義深きものと共に、市民生活の画期的記念であり、国民精神の上に、一大教訓をふくむことを思はなければならない。

また、『東京日日新聞』は、「聖上陛下の御巡幸を仰ぎ、復興完成に歓声轟く 誇れ・燦然と輝く帝都の壮观 七年の努力けふ酬いられて」と題する記事で、市民による天皇奉迎を熱を込めて報道する⁴³⁾。

天皇陛下けふぞ親しく復興の帝都をみそなはせらる、鹵簿を進めさせ給ふこと廿マイル、御時間実に四時間半、この日天気晴朗、生新の気到处にすがすがしい、人出実に百万余、満都紅白の幔幕、奉迎門高らかにわれらの都の復興に歓喜し、溢るゝ喜びと感激は陛下の御英姿を仰いでたゞおほらかな涙の湧き出てるものがあつた

上にみたように横浜市と東京市への視察は、想像を絶する災害をうけたにもかかわらず力強く復興への歩みを続けた数多くの市民の奉迎の下になされている。天皇は、その奉迎の姿の中に復興への手応えを感じながらそれぞれの都市の持つ基本的な機能が発揮されていることを実感していたのである。

そして、三月二六日には帝都復興完成につき宮中三殿での親告の儀、および同日、神宮・神武天皇山陵・大正天皇山陵・明治天皇山陵への奉告が執行された⁴⁴⁾。ついで二重橋前苑における東京府・東京市主催の帝都復興完成式典に臨む。内務大臣安達謙蔵の式辞奉読後、つぎの勅語を賜う。

帝都復興ノ事業ハ官民協同ノ努力ニ頼リ歲月ノ短キクク此ノ偉績ヲ効セリ朕深く之ヲ憐フ朕今親シク市容ノ完備大ニ旧觀ヲ改ムルヲ覽テ専ラ衆心ヲ一ニシ更ニ市政ノ伸展ヲ致サムコトヲ望ム⁴⁵⁾。

また、三月二七日には豊明殿において内閣総理大臣浜口雄幸ほか帝都復興事業関係者へ御陪食が仰付けられた⁴⁶⁾。そして同日、復興局官制廃止の件などが公布され、四月一日より施行された⁴⁷⁾。

右にみたように天皇が帝都の復興について注意深く、且つ幅広く関係機関を視察していることを通じて、天皇がその眼差しの先を読み取ろうとしていたかが理解されよう。

おわりに

以上、関東大震災時の摂政の対応・施策、またその後の復興への強い眼差しを検討してきた。そこで最後に重複する部分もあるが、つぎの点を再確認してみたい。

震災が発生した時、裕仁親王は摂政という立場で対応・施策に取り組んだのであるが、そもそも裕仁親王が摂政に就任した時、健康問題から国家元首として充分執務に取り組むことができない大正天皇に代わり、摂政にはいろいろな意味で大きな期待が寄せられていた。

摂政は、その期待に応えるべく自らに課せられた仕事を着実にこなしていたのであるが、そうした時に震災が起きたのである。摂政は、非常時にあつて迅速に対応して、皇族や宮内省と共に救護・救療活動に尽力した。また、摂政以外の皇族や宮内省が自らも被害をうけながらも初期の救護・救療活動を迅速に行い、また翌年春まで継続的な慰問・視察・救療活動を行ったことも事実である。こうしたことにも摂政が深く関わっていたことは当然のことであろう。そこには摂政という立場ではあるが、非常事態を前にして決断と行動があつたのである。

また帝都復興の実現は、摂政さらには天皇という立場に立つと、日本の将来をどのように構想するのかという点と深く関わって重要な治世上の問題として立ち現れてきた。日本の復興と発展を導く決意を強く有していた天皇は、復興の内実を見極めることが絶対に必要であつた。そこで、本稿ではそのことを読み解くために昭和四年の横浜市と昭和五年の東京市の視察を検討材料として取り上げた。視察は形式的なものではなく真剣そのもので、天皇は帝都の安定と発展に力強さを感じ、また経済・貿易都市である横浜の復興に強い関心を寄せ、その経済・貿易活動が力強くなされていることを実感する場ともなつた。

このことに関連して、横浜市の視察の少し前の昭和四年三月二八日、天皇は、この年の五月下旬から六月上旬にかけての関西行幸を前にして、大阪市長関一か

ら市勢に関する講話を聴取している⁴⁸⁾。その時、天皇は、世界恐慌の影響をうけて日本経済が不況下にあり、且つ中国における排日問題を踏まえた上で大阪市政が成果をあげている点について下問している。明らかに天皇は、日本の経済運営に強い問題意識を持っていた。また、紆余曲折を経た帝都東京の復興についてはその実態を凝視していた。震災は、摂政（昭和天皇）にとり自らの立場を自覚させ、且つ将来の日本のあり方をも考える貴重な経験でもあった。

だが、歴史は、昭和天皇に過酷な運命を強いることになる。その後、時代は戦争の時代へと突入し、その結果、天皇の構想を打ち砕き、ふたたび帝都を崩壊させ、再度の復興に邁進することを求めるのであった。

昭和天皇には震災と戦災、それに伴うそれぞれの復興という大きな負荷が課せられ、その克服こそが天皇の治政上の大きな課題となったのである。

註

- 1) この地震の名称については震災後、大正震災などと称されているが、現在では関東大震災と称するのが一般的なので本稿でもそれを用いた。
- 2) 拙稿「関東大震災と皇室・宮内省」(『大倉山論集』第五七輯所収)。
- 3) 拙稿「関東大震災と貞明皇后」(『大正大学研究紀要』第九七輯所収)。
- 4) 拙稿「関東大震災時における宮内省巡回救療班の活動について(一)(二)」(『大倉山論集』第五八輯・第五九輯所収)。
- 5) 本稿では、この時の救護・救療活動は、天皇及び皇后、摂政を一体のものとして理解している。それは、天皇及び皇后、摂政の活動を判然として区別することができないことも理由のひとつとしている。
- 6) 関東大震災の全体的被害をはじめ、皇室・皇族、政府・東京府・東京市・神奈川県・横浜市などの行政機関、日本赤十字社などの民間団体の、それぞれの対応・施策については、内務省社会局『大正震災志』上・下(一九二六年)、東京府『東京府大正震災誌』(一九二五年)、大霞会内務省史編集委員会編集『内務省史』(大霞会、一九七一年)、民間団体の救護誌などを参照した。なお『大正震災志』下の「第二篇 宮廷関係事項」の記事の中には、註(8)の「宮内省臨時災害事務紀要 全」の記事とオーバーラップする部分がかかなりみうけられる。前者は宮内省からの情報に基づいて作成された部分があるのではないかと、推測する。
- 7) 東宮職「震災録」一は「要書」(第一号)、「行啓及御使、典式」(第二号)、「皇親」(第三号)、二は「電話及交通報告」(第一号)、「給与米、給与衣類」(第二号)、「衛生」(第三号)、「雑件」(第四号)、三は「焼失刀剣、道具類、文房具類、運動具類及標本類目録」(第一号)、「焼失御書籍写真帖類目録」(第二号)、「焼失御服類及御寝用具御服用什具類及雑具類目録」(第三号)、「焼失器具竝洋酒類目録(倉庫格納ノ分)」(第四号)、「料理服其他借用品焼失ノ旨大臣官房用度課へ通知ノ件」(第五号)、「用度掛主管物品中焼失品目録」(第六号)からなる。
- 8) 「大正十二年 震災録」一は、「宮内省臨時災害事務紀要 全」と同一内容のものを綴っている。但し本稿での引用は「宮内省臨時災害事務紀要 全」から行う。二は「摂政殿下震災地御巡視」、「庶務・差遣関係」、「交通運輸」、「特別大演習」(同大演習中止の経緯を記す)、三は「労績調書」(宮内省各部局の震災労績者の調書であるが、一部とは言え震災時の宮内省職員の対応振りが知れる史料である)、四は「震災日誌報告」(宮内省の図書寮、内大臣府、大臣官房文書課、臨時帝室編修局、主馬寮などの各部局の震災被害と対処方がよく理解できる貴重な史料である)からなる。
- 9) 「諸事録 震災録」は、「震災ニ関スル内廷事務要領概覧ノ件(自大正一二年九月一日至同年九月二四日)」(第一号)などが収録されている。
- 10) 「宮内省臨時災害事務紀要 全」は、宮内省各部局の公文書を基にして震災時の皇室及び宮内省の対応・施策を全体的に取り纏めようとしたもので、宮内省全体の動きを知るには利便性に富む。作成部局は「大正十四年九月十五日 宮内大臣官房庶務課長ヨリ送附」との一文から大臣官房庶務課と考えられるが確証はない。また、最終章の「第十章 宮内省巡回救護班」の本文の記述がないなど、報告書としての完成度に問題を有している。よって本稿では「事務紀要」の記事については、他の公文書と突き合わせて記述内容を検証した上で用いることを心懸けた。
- 11) この時の戒厳令の問題については、松尾章一『関東大震災と戒厳令』(吉川弘文館、二〇〇三年)を参照。
- 12) 前掲『大正震災志』下、一頁。
- 13) 同前。
- 14) 同前。
- 15) 前掲「宮内省臨時災害事務紀要 全」。

- 16) 前掲『大正震災志』下、一二六頁～一二七頁。
- 17) 前掲「宮内省臨時災害事務紀要 全」及び東宮職「震災録」一。
- 18) 『読売新聞』大正一二年九月一六日付。
- 19) 前掲「宮内省臨時災害事務紀要 全」。
- 20) 前掲『大正震災志』下、一二七頁。
- 21) 前掲「宮内省臨時災害事務紀要 全」及び大臣官房総務課「震災録」二。
- 22) 『東京朝日新聞』大正一二年九月一九日付。
- 23) 前掲「宮内省臨時災害事務紀要 全」、大臣官房文書課『宮内省省報』第一五八号、前掲『大正震災志』下、一二七頁～一二八頁。なお、横浜の震災と復興については、今井清一『横浜の関東大震災』（有隣堂、二〇〇七年）が幅広く史（資）料を用いて詳細に検討している。
- 24) 前掲『大正震災志』下、一二八頁。
- 25) 前掲『宮内省省報』第一五八号及び前掲『大正震災志』下、一二八頁。なお米比病院については、日本赤十字社編纂『大正十二年関東大震災日本赤十字社救護誌』（一九二五年）の「麻布臨時病院〔米国救援団寄贈病院〕」（二九二頁～三一五頁）を参照。
- 26) 「三 賑恤と救護・救療」の部分については、前掲「宮内省臨時災害事務紀要 全」によるところが多い。なお、皇室及び宮内省の対応・施策の詳細については、前掲「関東大震災と皇室・宮内省」を参照。
- 27) 前掲『大正震災志』下、一二二頁。
- 28) 大臣官房文書課『宮内省省報』第一五七号。
- 29) なお、「臨時災害事務委員会規程」は、同年九月一二日付訓令第一二号で廃止される（前掲『宮内省省報』第一五七号）。但しこの時、付則として「臨時災害事務委員会規程ニ依ル救護及給養ニ関スル事務ハ当分ノ内仍従前ノ規定ニ依リ之ヲ行フ」（同前）と定められ、救護と給養については従前とおり行うとされた。そしてこの付則も大正一二年十一月一日付で廃止された。
- 30) 詳しくは、前掲「関東大震災と皇室・宮内省」を参照。
- 31) 学習院の対応については学習院『学習院五十年史』（一九二八年）、学習院百年史編纂委員会編纂『学習院百年史』（一九八一年）を参照した。
- 32) 前掲「宮内省臨時災害事務紀要 全」。
- 33) 宮内省巡回救療班の活動については、宮内庁書陵部所蔵／総務課「諸事録 震災録」（大正一二年～同一三年）に所収の「宮内省巡回救療班報告」に詳しい。また、前掲「関東大震災時における宮内省巡回救療班の活動について（一）（二）」で詳しく検討したので参照してほしい。
- 34) 大臣官房文書課『宮内省省報』第二二四号及び各種新聞。
- 35) 昭和四年四月二四日付。
- 36) 昭和四年四月二四日付夕刊。
- 37) 昭和四年四月二四日付。
- 38) 昭和四年四月二三日付夕刊。
- 39) 『官報』昭和五年三月一八日付。
- 40) 高橋紘他編『昭和初期の天皇と宮中 侍従次長河井弥八日記』第四卷（岩波書店、一九九四年）、昭和五年三月二〇日条。
- 41) 大臣官房秘書課『宮内省省報』第二三五号。巡視の様態については、東京市役所編纂兼発行『帝都復興祭志』（一九三二年）が詳細に記述している。
- 42) 昭和五年三月二四日付。但しこの記事は、新聞発行日から予定稿と判断する。
- 43) 昭和五年三月二五日付夕刊。
- 44) 前掲『宮内省省報』第二三五号。
- 45) 前掲『帝都復興祭志』参照。
- 46) 前掲『宮内省省報』第二三五号。
- 47) 『官報』昭和五年三月二八日付。
- 48) 関一研究会編集・校訂『関一日記 大正・昭和初期の大阪市政』（東京大学出版会、一九八六年）、昭和四年三月二八日条。